

「拉致問題」を人権の視点で考える

拉致被害者のうち5人が帰国して20年が経過したいま、拉致問題を改めて人権の視点で考え、この問題を風化させることなく取り組むために必要なことを考えたいと思います。

北朝鮮当局による拉致問題とは

政府は、1970年代から80年代にかけて多発した北朝鮮当局による日本人拉致について、17人を拉致被害者と認定しています。平成14(2002)年9月に北朝鮮当局は日本人拉致を認め、10月には5人の拉致被害者が帰国しました。しかし、他の拉致被害者については、いまだに安否すら分からない状態が続いています。拉致被害者は、今なお全ての自由を奪われ、救出を待っています。そして、その救出を待ち望んでいる家族がいます。また、拉致行為が発生してから40年以上経過していることや、拉致被害者とその家族の高齢化などから、風化も懸念されています。

このような状況で、平成18(2006)年「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

平成23(2011)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」に「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、拉致問題の解決に向けた啓発・広報活動など、様々な取組が進められています。

拉致問題を人権の視点で考えてみると

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。拉致被害者は生存の不安にさらされながら生きることを余儀なくされ、安心して生きることや自国に帰ること、幸せに生きていくための自己選択・自己決定権などの自由権を含めたあらゆる権利が制限され、奪われています。拉致問題が「基本的人権を踏みにじる重大な人権侵害」と言われる意味は、このような中にあるのです。

私たちにできることを考える

では、拉致問題の解決に向けて、私たちにどのようなことができるのでしょうか。

例えば、もしも自分の大切な人が突然行方不明になったら…と想像することで、他人事ではなく自分事として考える。講演会やパネル展、映画、音楽イベントなどへの参加を通じて、また拉致被害者家族の心情に想いを馳せることで、関心を持つ。拉致問題を感情的にのみ捉えるのではなく、大切な権利が奪われているという人権の視点で捉える。

このように、拉致問題について関心と認識を深め、拉致は決して許さない、そして一日も早く全ての拉致被害者を取り戻すという強い決意を表明することが、この問題の解決への大きな力となります。

なお、拉致問題は在日韓国・朝鮮人や北朝鮮の一般の国民には何の責任もありません。拉致問題について考える際は、思い込みや偏見等による差別やヘイトスピーチ※につながるようにすることが必要です。

※ヘイトスピーチとは…特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような、差別的言動をいいます。ヘイトスピーチを解消するため、平成28(2016)年にヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されました。大阪府では、令和元(2019)年11月に「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例(大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例)」が施行されました。

